

4 医務第 750 号
令和 4 年 6 月 7 日

各指定訪問看護事業所の長
各介護保険施設の長 様

愛知県保健医療局健康医務部医務課長

令和 4 年度及び令和 5 年度特定行為研修事業費補助金に関する調査について（照会）

このことについて、令和 4 年度及び令和 5 年度における補助金要望等を把握する必要がありますので、下記により調査票を作成の上、提出してください。

記

1 提出書類

特定行為研修事業費補助金に関する調査票（様式 1）（様式 2）

提出期限：令和 4 年 6 月 22 日（水）FAX 可

※令和 4 年度に補助金を要望する場合は（様式 1）及び（様式 2）を、令和 5 年度に補助金を要望する場合は（様式 1）を御提出ください。要望しない場合は提出不要です。

2 補助事業の概要（別添の実施細則、交付要綱についても併せてご覧ください。）

<補助事業の内容>

（1）研修受講費用

県内の訪問看護事業所又は介護保険施設で働く看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費（入学金及び受講料。申請年度の受講期間に係る経費に限る。）のうち、事業者が当該看護師に支払った経費を補助する。

（2）代替職員確保経費

訪問看護事業所又は介護保険施設で働く看護師が特定行為研修を受講するにあたり、受講期間を通して 1 月以上雇用した代替職員の賃金（申請年度の受講期間の賃金に限る。）に対して補助する。ただし、年度にかかわらず 1 回の研修につき、4 月を上限とする。

<補助対象施設>

（1）訪問看護事業所

県内全ての訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所、複合型サービスを行う事業所（訪問看護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）、介護予防サービス事業を行う事業所（介護予防訪問看護を行う事業所に限る。）

※看護師等の人材確保の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所（みなし指定の病院及び診療所は含まれません。）

（2）介護保険施設

県内全ての指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

<補助基準>

対象経費、基準額等は下表のとおりです。

研修の種別	対象経費	基準額	補助率
特定行為研修事業 費補助金	(1) 研修受講補助費用 訪問看護事業所又は介護保険施設で働く看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費（入学金及び授業料。申請年度の受講期間に係る経費に限る）を当該看護師に補助した費用。	(1) 研修受講補助費用 1人1研修あたり 540千円	2分の1
	(2) 代替職員確保経費 訪問看護事業所又は介護保険施設で働く看護師が特定行為研修を受講するにあたり、受講期間を通して1か月以上雇用した代替職員の賃金（申請年度の受講期間の賃金に限る）。	(2) 代替職員確保経費 1人1月あたり 230千円 ※ただし、1研修につき 4月を上限とする。	4分の1

※予算の範囲内での補助となりますので、要望いただいた場合でも補助できない可能性もあります。

※上限について

研修受講補助費用が最大27万円（入学金と授業料の合計が54万円以上となる場合）、代替職員確保経費が最大23万円（代替職員の賃金が1月23万円以上となる場合で、4か月以上雇用した場合）、合計で最大50万円となります。

3 その他

特定行為研修事業費補助金の交付要綱、実施細則等、事業の詳細についてはホームページ
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/tokuteikoui.html>) をご覧ください。

担 当 看護対策グループ（藤村）
電 話 052-954-6276
 (ダイヤルイン)
FAX 052-954-6918
メール imu@pref.aichi.lg.jp